

【評価ならびに方向性の考え方について】

評価に関しては自己評価は4段階での評価を行っています。評価基準については以下のとおりです。
また、事業の方向性については下記の4段階で記載をしています。

【4段階評価】

- | | | |
|---|--------------|---------------------------------|
| A | 計画目標を上回った | (基準) 計画を充実させて実施した、目標を上回る成果があった |
| B | 計画目標を達成した | (基準) ほぼ計画どおり実施した、目標どおりの成果があった |
| C | 計画目標を一部達成した | (基準) 計画の一部を実施した、成果が目標まで達しなかった |
| D | 計画目標を達成していない | (基準) 計画を全く実施できなかった、成果が全く得られなかった |

【事業の方向性】

- | | |
|----|---|
| 継続 | 計画目標を達成するためには継続して事業を推進することが必要であるため、次年度以降も継続して事業を行う。 |
| 拡大 | 計画目標の達成のため、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業の拡大を行う。 |
| 廃止 | 計画目標を達成した、あるいは制度改正に伴い事業の必要性がなくなったため、次年度以降は事業を廃止する。 |
| 縮小 | 計画目標を一部達成した、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業を縮小する。 |

【目標1】 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる													
施策1	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)		
障害と障害のある人への理解の促進	誰もが互いにその人らしさを大切にしよう地域社会となっている。	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（％）	20	29	36	17.9	19.6	18.2	17.8	15.3			
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績			令和5年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業【啓発事業分】 【障害福祉課】	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	障害者週間に合わせて市広報誌を通じて啓発を行ったほか、障害者福祉センターにおいて啓発パネルの展示や、幟旗の掲揚を行うなど、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行いました。				障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います	障害者週間に合わせて市広報誌を通じて啓発を行ったほか、市役所1階および障害者福祉センターにおいて啓発パネルの展示や、幟旗の掲揚を行うなど、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行いました。		障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います			継続	B
各種団体活動費補助金事務 【障害福祉課】	障害者団体等の活動費の一部を補助することで、団体等の活動を促進します。	障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、障害者と地域住民の交流の場の提供や、研修事業、また、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行いました。 ・補助実施数 8箇所				障害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。	障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、障害者と地域住民の交流の場の提供や、研修事業、また、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行いました。 ・補助実施数 8箇所		障害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。			継続	B
精神保健福祉対策事業 【障害福祉課】 【健康増進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	こころの健康づくりについて、広報くさつやホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催等を通して啓発活動に取り組みました。				市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。	こころの健康づくりについて、広報くさつやホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催等を通して啓発活動に取り組みました。		市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。			継続	B
障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を促進するとともに、既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて検討します。	・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・聴覚障害者の理解を深めるために、動画掲載を行い、啓発を行いました。				・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。	・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・聴覚障害者の理解を深めるために、動画掲載を行った他、視覚障害者への理解を深めるため、インタビュー記事を掲載し啓発を行いました。		・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。			継続	B
体験実践活動推進事業 【学校政策推進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	教科、特別活動、総合的な学習の時間で、障害者理解について学習を深めるとともに、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、車いす、アイマスク等の体験的な活動や講演会を実施しました。 ・実施校：市立全小中学校（20校） （→実施率100%）				障害者理解について、教科、特別活動、総合的な学習の時間で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、車いすやアイマスク等の体験活動や講演会を実施します。 ・市立全小中学校（20校）で実施予定	新型コロナウイルス感染症の防止対策を図り、障害者理解について、総合的な学習の時間等で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、体験活動や講演会を実施しました。 ・実施校：市立全小中学校（20校） （→実施率100%）		教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間で、障害者理解について、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流や、講演会等を実施したり、車いすやアイマスク等の体験活動を通して理解を深める取り組みを実施します。 ・市立全小中学校（20校）で実施予定			継続	B
人権センター自主事業 【人権センター】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	人権セミナー（全8回）において、8月20日（金）に龍谷大学他非常勤講師 松波 めぐみさんを講師に迎え、「誰も取り残さない社会のために～コロナ禍と障害者差別解消法を通して～」という演題でセミナーを計画、参加募集し実施しようとしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止となりました。 9月の同和問題啓発協調月間および12月の人権週間に合わせて開催している人権啓発パネル展において、障害者への理解を深めるため、障害者の人権啓発パネルの掲示を行いました。 期間：9月1日～9月30日 場所：市役所1階ロビー 期間：12月3日～12月11日 場所：市役所1階ロビー 期間：12月1日～12月3日 場所：市民総合交流センター（キラリエ草津）303会議室				人権セミナー（様々な人権課題を学習）や啓発パネル等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。	人権セミナー（全8回）において、7月5日（火）に龍谷大学他非常勤講師 松波 めぐみさんを講師に迎え、「誰も取り残さない社会のために～コロナ禍と障害者差別解消法を通して～」という演題でセミナーを実施しました。 人権警察活動の一環として開催している人権啓発パネル展において、障害者への理解を深めるため、障害者の人権啓発パネルの掲示を行いました。 期間：1月16日～1月17日 場所：キラリエ草津 303会議室		第35回「いのち・愛・人権のつどい」では「障害者の人権」をテーマとして開催を予定しており、障害のある人もない人も、互いに理解し合い、誰もがいきいきと暮らせる心豊かな社会づくりを目指します。 また、人権セミナー（様々な人権課題を学習）や啓発パネル等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。			継続	B

【目標2】 いのちと健康を守ることができる												
施策3	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
疾病等の予防と早期発見・早期対応	発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。	乳幼児健診後のフォローである親子教室への参加人数（人）	74	77	81	73	58	49	73	68		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
妊婦健診事業 【子育て相談センター】	妊婦（母子）への健（検）診を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行いました。 ・受診延人数 13,313人			妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行いました。 ・受診延人数 12,587人		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。		継続	B
総合相談事業、妊娠出産包括支援事業 【子育て相談センター】	母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進の支援に努めます。	母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めました。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めました。さらに、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めました。 ・母子手帳交付時相談者数 1,252人 ・随時相談者数 1,013人 ・産後電話者数 対象人数 868人 実施人数 859人 実施率 99.0% ・産後ケア利用者実数（宿泊）15人（訪問）0人			母子健康手帳交付時に全妊婦への相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供や不安の軽減に努めます。オンライン相談については、利用者がより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。また、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減に努め、安心して子育てが出来るよう支援します。		母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めました。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めました。さらに、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めました。 ・母子手帳交付時相談者数 1,216人 ・随時相談者数 892人 ・産後電話者数 対象人数 870人 実施人数 866人 実施率 99.5% ・産後ケア利用者実数（宿泊）13人（訪問）2人		母子健康手帳交付時に全妊婦への相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供や不安の軽減に努めます。オンライン相談については、利用者がより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。また、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減に努め、安心して子育てが出来るよう支援します。また、産後早期の産婦健康診査について受診券を交付し、産後うつ等の予防や医療機関との連携を強化し、産後の切れ目のない支援の充実を図ります。		継続	B
育児等健康支援事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につなぎます。	発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減に努めました。 利用児実数 1クール目：24人 2クール目：26人 3クール目：23人 計73人			発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減を図ります。		発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減に努めました。 利用児実数 1クール目：23人 2クール目：21人 3クール目：24人 計68人		発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減を図ります。		継続	B
乳幼児健診事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。（健診回数と受診率） ・4か月児健診（個別） 98.9% ・10か月児健診（36回） 97.1% ・1歳6か月児健診（36回） 97.6% ・2歳6か月児健診（35回） 97.7% ・3歳6か月児健診（36回） 93.3% R3年度は新型コロナウイルス感染症に対して感染予防策を行いながら予定通り実施した。			子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。		子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。（健診回数と受診率） ・4か月児健診（個別） 97.9% ・10か月児健診（36回） 98.2% ・1歳6か月児健診（36回） 98.6% ・2歳6か月児健診（36回） 99.5% ・3歳6か月児健診（36回） 97.5% R4年度は新型コロナウイルス感染症に対して感染予防策を行いながら予定通り実施した。		子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行います。		継続	B

【目標3】 安心して日常生活がおくれる												
施策6	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
相談体制の強化 ＜重点的取組＞ 基幹相談支援センターの設置	身近にどんなことも相談できるところがある。	障害者相談支援事業の相談件数（件）	37,770	38,914	40,092	33,785	31,367	29,530	27,820	4572 (24,499) ※（）内、従来の集計によるもの		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。				・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。				継続	B
湖南地域地域活動支援センター事業 【障害福祉課】	湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。	新型コロナウイルスの対策をしながら継続して相談支援を行った。感染者の増加などの状況を踏まえて、サロンを閉所せざるをえない期間もあったが、電話相談や訪問支援は途切れることなく行うことにより、障害者の自立と地域生活を支援しました。			増加する精神障害者やその家族に対する相談内容に対応するため、相談員を増員しアウトリーチによる寄り添える相談活動を中心としながら、障害福祉サービスの利用援助等を行い、また、障害に関する理解促進を図るための普及啓発等の機能強化事業を行うため、精神障害者地域生活支援センター「風」において、障害者の自立と地域生活を支援します。	コロナ禍でもあったことから、来所相談は減少しましたが電話相談等における相談件数は増加しており、気軽に相談できる場所としてのニーズは高いことがうかがえました。また、本人だけでなく家族支援が必要なケースが増加し、関係機関との密な連携が必要な事業が多かったが、精神障害者地域生活支援センター「風」が起点となり相談支援をコーディネートすることができました。			精神障害者本人だけでなく、家族全体を支援することが必要な複雑・多様化した相談案件が増加しており、高齢分野や子育て分野等を巻き込んだ横断的な支援が必要であることから、関係支援機関との更なる連携・強化を実施し、相談支援事業の充実を図ります。	継続	B	
発達支援センター運営事業 【発達支援センター】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。	・障害の重い子どもや複合的な課題のある困難ケースに対して支援ニーズを把握し、障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援に取り組みました。 利用延べ人数 1,355人 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、障害児相談支援事業所の体制強化を図り、民間の相談支援事業所の充実を図りました。 実人数91人 延べ人数181人			・子どもや家庭に様々な支援が必要なケースに対して、支援ニーズを把握し障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援に取り組みます。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用しながら、民間の相談支援事業所の体制強化し相談支援の充実を図ります。	・子どもの発達支援や保護者の育児負担軽減のため、障害福祉サービスの利用にかかる障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援を行いました。 利用延べ人数 1,522人 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、既存の事業所の体制強化を図るとともに、新規事業所の開設につなげました。 実人数110人 延べ人数249人			・子どもの発達支援や保護者の育児負担軽減のため、障害福祉サービスの利用にかかる障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援を行います。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげることで、サービスの利用にかかる相談支援の充実を図ります。	継続	B	
計画相談支援給付事業 【障害福祉課】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画を策定することで、サービスを利用する上での目標や課題を明確にし、より適切で効果的なサービス利用ができるよう支援しました。 ・1,024件（計画作成率100%）			障害福祉サービスの利用ニーズは年々増加していますが、相談支援事業所と連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行います。	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画を策定することで、サービスを利用する上での目標や課題を明確にし、より適切で効果的なサービス利用ができるよう支援しました。 ・1,138件（計画作成率100%）			障害福祉サービスの利用ニーズは年々増加していますが、相談支援事業所と連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行います。	継続	B	
地域相談支援給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、地域で安心して生活を送るために必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給しました。 利用者数：1人			ケアマネジメントを踏まえて、地域で安心して生活を送るために必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	対象者がいなかったため、実績なし。			ケアマネジメントを踏まえて、地域で安心して生活を送るために必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	継続	D	
相談支援機能強化事業 【障害福祉課】	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。	専門職員を配置し相談機能の強化を図り、一般的な相談事業に加え、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査を行いました。その結果、サービス利用を希望する人に対して遅滞なく障害支援区分の認定をし、スムーズなサービス利用に繋がりました。			専門職員を配置して、引き続き、スムーズにサービス利用ができるよう、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査に取り組みます。また、一般的な相談事業を行うことで、相談機能の強化を図ります。	専門職員を配置し相談機能の強化を図り、一般的な相談事業に加え、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査を行いました。その結果、サービス利用を希望する人に対して遅滞なく障害支援区分の認定をし、スムーズなサービス利用に繋がりました。			専門職員を配置して、引き続き、スムーズにサービス利用ができるよう、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査に取り組みます。また、一般的な相談事業を行うことで、相談機能の強化を図ります。	継続	B	

【目標3】 安心して日常生活がおくれる												
施策9	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
家族等への支援の充実	障害のある人とともに暮らし家族が安心して生活できる。	日中一時支援事業の利用者数（人）	130	136	142	163	160	170	185	188		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
24時間対応型利用制度支援事業 【障害福祉課】	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図りました。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図りました。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施しました。例年より緊急対応が必要な事案が少なかったことから利用者数は減少しましたが、利用対応については柔軟かつ適切に行い、家族等の介護負担の軽減を図りました。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実と家族等の介護負担の軽減を図ります。	継続	B				
子育て支援事業 【子育て相談センター】	ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図りました。 延べ利用者数：18人	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図りました。 延べ利用者数：51件	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。	継続	B				
在宅重度訪問診査事業 【障害福祉課】	重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。	対象者がいなかったため、実績なし。	重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。	対象者がいなかったため、実績なし。	重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。	重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。	継続	D				

【目標3】 安心して日常生活がとれる													
施策10	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)		
経済的負担の軽減	障害のある人の経済的負担を軽減する制度が周知されている。	特別障害者手当等の受給者数(人)	174	184	193	190	201	210	221	243			
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績			令和5年度取組予定		方向性	評価
高額障害福祉サービス等給付事業 【障害福祉課】	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。 ・支払件数 268件	国の制度改正に伴い、従前までの対象者に加え、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの令和2年4月1日以降の利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。 ・支払件数 268件	国の制度改正に伴い、従前までの対象者に加え、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの令和2年4月1日以降の利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。	継続	B						
特別障害者手当等給付事業 【障害福祉課】	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給しました。 特別障害者手当 : 1,313件 障害児福祉手当 : 1,008件 福祉手当 : 36件	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給しました。 特別障害者手当 : 1,477件 障害児福祉手当 : 1,112件 福祉手当 : 31件	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	継続	B						
国民年金手続等事務 【保険年金課】	障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。	障害基礎年金の受給に関する相談を実施し、障害基礎年金の裁定請求書等、受給に必要な書類を受付し、日本年金機構へ進達しました。 (相談件数) ・窓口相談 254件 ・電話相談 50件	障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。	病気やけがによって社会生活が制限された人に対し、障害基礎年金の受給に関する相談を実施し、受給に必要な裁定請求書を日本年金機構へ進達しました。 (相談件数) ・窓口相談 234件 ・電話相談 49件	障害基礎年金の受給に係る案内や相談、手続き等を行います。	継続	B						
重度心身障害者老人等福祉医療助成事業 心身障害者福祉医療助成事業 【保険年金課】	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳(1級～3級)所持者、療育手帳所持者等が対象となります。	障害者(児)・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 令和3年4月から、被用者保険加入者の審査支払先の委託替えにより、保険者による給付金の減額調整を委託先が行うようになったことから、決算額が減少しました。 ・助成件数 77,211件 ・決算額 379,565千円	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に助成します。身体障害者手帳(1級～3級)所持者、療育手帳所持者等が対象となります。	障害者(児)・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 助成対象者数の増加により、件数と決算額が増加しました。 ・助成件数 80,032件 ・決算額 393,383千円	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に助成します。身体障害者手帳(1級～3級)所持者、療育手帳所持者等が対象となります。	継続	B						
精神障害者精神科通院医療助成事業 【保険年金課】	精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者で、自立支援医療(精神通院医療)を受けている人が対象となります。	精神障害者(児)・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 助成対象者数の増加により、件数と決算額が増加しました。 ・助成件数 10,309件 ・決算額 15,277千円	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者で、自立支援医療(精神通院医療)を受けている人が対象となります。	精神障害者(児)・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 助成対象者数の増加により、件数と決算額が増加しました。 ・助成件数 11,281件 ・決算額 15,980千円	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者で、自立支援医療(精神通院医療)を受けている人が対象となります。	継続	B						
重度障害児(者)訪問看護利用助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。	対象者がいなかったため、実績なし。	在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。	対象者がいなかったため、実績なし。	在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。	継続	D						
自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、生活行動範囲を広げ積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。	重度心身障害者(児)者およびねたきり高齢者等が生活行動範囲を拡大することを目的とした自動車燃料費や福祉タクシー運賃等の助成を行うことにより、障害者等の積極的な社会参加促進を図りました。 交付人数: 1387人	今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。	重度心身障害者(児)者およびねたきり高齢者等が生活行動範囲を拡大することを目的とした自動車燃料費や福祉タクシー運賃等の助成を行うことにより、障害者等の積極的な社会参加促進を図りました。 交付人数: 1405人	今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。	継続	B						
在宅重度障害者住宅改修費補助金事務 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改修に必要な費用の一部を助成します。	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改修に必要な費用の一部を助成しました。 ・助成人数 1人	引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするために必要な費用を支援します。	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改修に必要な費用の一部を助成しました。 ・助成人数 3人	引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするために必要な費用を支援します。	継続	B						

【目標3】 安心して日常生活が送れる												
施策11	達成目標	成果指標					成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
制度の維持と適正運用	誰もが必要な障害福祉サービスを利用できる。	特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定			令和4年度実績			方向性	評価
福祉計画推進事業 【障害福祉課】	「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害者福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、各計画の進捗状況の確認等を行います。	「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害者福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、各計画の進捗状況の確認等を行いました。			「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害者福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、次期計画に向けアンケート調査等を実施します。			「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害者福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、各計画の進捗状況の確認等を行いました。			継続	B
重症心身障害者通所施設運営費補助事業 【障害福祉課】	重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。	重症心身障害者に特化した生活介護事業所について、かなえの運営費について補助対象としましたが、昨年度に引き続きかなえの取支状況が赤字となったことから、施設単独で赤字となった、ないようについて湖南福祉圏域4市で運営費の補助を行いました。			当該年度予算を赤字で見込まれているため、運営費補助は行いませんが、次年度の運営状況確認を湖南福祉圏域4市で行い、必要に応じて運営費の補助が行えるように調整を行います。			重症心身障害者通所施設（生活介護事業所）について、かなえの事業者および湖南4市で協議を行い補助を行わないこととしました。補助の算定方法を整理するため、補助対象経費等見直し検討のうえ要綱改正のための手続きを行いました。			継続	B
障害者自立支援事業所運営費補助金事務 【障害福祉課】	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給しました。また、加算事業を新設・廃止するなど、滋賀県や各市町と協議を行い、要綱改正を行いました。			重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。			重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給しました。			継続	B
湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備します。 ・障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助します。	補助金交付の対象となる事業所がなかったため、補助実績はありません。			市内で建設されるグループホームについて、国・県等の補助金に加え、市単独補助金を交付します。			補助金交付の対象となる事業所がなかったため、補助実績はありません。			継続	C
障害者支援区分認定事務 【障害福祉課】	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。	障害者福祉サービスが必要としている方が適切なサービスを利用できるようにするために審査会委員への制度の説明、研修等を行い適正に審査できるように努めました。 ・審査件数 320件			個人情報の取り扱いに注意したうえで、審査を受ける方の状況把握を行い質の高い審査が実施できる運営を行います。			障害者福祉サービスが必要としている方が適切なサービスを利用できるようにするために審査会委員への制度の説明、研修等を行い適正に審査できるように努めました。 ・審査件数 257件			継続	B
障害者施設家賃補助事業 【障害福祉課】	障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行いました。 事業者数：9事業者			市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。			市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行いました。 事業者数：8事業者			継続	B
遊覧型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業 【障害福祉課】	薬物依存症、ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、遊覧型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助します。	障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る遊覧型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。			障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る遊覧型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。			障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る遊覧型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。			継続	B

【目標4】 ともに育ち、学び、遊び、輝ける											
施策12	達成目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)
発達支援の充実 ＜重点的取組＞ 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実	発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。	発達支援に係る相談件数（件）	1,223	1,337	1,463	1,069	1,324	1,353	1,199	1,378	
主な事業	内容	令和3年度実績	令和4年度取組予定		令和4年度実績	令和5年度取組予定		方向性	評価		
発達支援センター運営事業 【発達支援センター】	・発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 ・医療的ケアが必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。	・医療、保健、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて発達に支援が必要な方に対する相談支援に取り組みました。 相談件数 1,199件 ・草津市障害児（者）自立支援協議会の子ども支援部会において、医療的ケア児の支援にかかる情報提供のあり方や医療的ケア児等コーディネーターの役割について協議しました。 子ども支援部会 年2回開催	・関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関とともに医療的ケア児と家族の地域生活にかかる課題や支援について協議を行います。	・関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 相談件数 1,378件 ・医療的ケア児等の支援にかかるコーディネーターを配置して支援体制の充実を図るとともに、コーディネーターの役割や早期療育へのつなぎについて関係機関と協議するため、実務者会議を開催しました。 実務者会議 年1回開催	・関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関とともに医療的ケア児と家族の地域生活にかかる課題や支援について協議を行います。 医療的ケア児支援にかかる協議 年2回開催 実務者会議 年1回開催	継続	B				
障害児通所給付事業〔医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	・医療と療育が必要な子どもに対して、サービスの利用につなげました。また、重い障害のため通所することが困難な子どもに対して、居宅に訪問して療育を行いました。 （利用者数） ・医療型児童発達支援 2人 ・居宅訪問型児童発達支援 1人	・医療的ケアが必要な子どもや障害の重い子どもが通所や訪問によるサービスをスムーズに利用することができるようにサービスの周知を進めます。	・医療と療育が必要な子どもに対して、サービスの利用につなげました。また、重い障害のため通所することが困難な子どもに対して、居宅に訪問して療育を行いました。 （利用者数） ・医療型児童発達支援 2人 ・居宅訪問型児童発達支援 2人	・医療的ケアが必要な子どもや障害の重い子どもが通所や訪問によるサービスをスムーズに利用することができるように保護者に対してサービスの周知や相談支援に取り組みます。	継続	B				
湖の子園運営事業 【発達支援センター】	発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。	・湖の子園療育において子どもの発達支援および保護者の育児支援を行いました。また、湖の子園修了後に就園した園所の訪問および三者懇談実施し、地域の園生活を支援しました。 ・園所での障害児保育の後方支援として、湖の子園の専門性を活かした職員向け研修会を実施しました。 ・療育参加が望まれる乳幼児とその保護者に対して「親子体験通園」を実施し、前向きな療育利用に繋がりました。 ・湖の子園利用者数 42人 ・体験通園により療育利用に繋がった人数 22人/23人 ・就学前教育・保育施設への専門相談研修実施2回	・子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、より一層関係機関との連携をすすめます。	・湖の子園療育において子どもの発達支援および保護者の育児支援を行いました。また、湖の子園修了後に就園した園所の訪問および三者懇談実施し、地域の園生活を支援しました。 ・園所での障害児保育の後方支援として、湖の子園の専門性を活かした職員向け研修会を実施しました。 ・療育参加が望まれる乳幼児とその保護者に対して「親子体験通園」を実施し、前向きな療育利用に繋がりました。 ・湖の子園利用者数 45人 ・体験通園教室参加者 29人。うち療育利用に繋がった人数 25人 ・就学前教育・保育施設への専門相談研修実施3回	・関係機関との連携を密にして、湖の子園における子どもの発達や障害に応じた早期療育と、その家族支援を充実していきます。また、支援を必要とする子どもが親子体験通園を利用してスムーズに療育につながっていきけるようにするとともに、市内の就学前施設の加配対象職員と保護者への専門的な研修会を実施していきます。	継続	B				

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける													
施策13	達成目標	成果指標					成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)		
就学前教育・保育の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。	保育所等訪問支援の利用者数（人）	19	22	25	15	20	19	33	41			
主な事業	内容	令和3年度実績	令和4年度取組予定			令和4年度実績			令和5年度取組予定			方向性	評価
幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業【幼稚園分】	幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。	・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置の通知については、配置及び処遇についての個票を作成するよう改め、各園所に通知しました。	・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保しました。 ・発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が事務局会議を行い、支援の方向性の検討や入所入園の状況を確認し、連携を強化します。 ・保護者への支援の充実に努めます。			・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について園所に検討予定リストの提出を依頼し、園所の意向や発達相談、保護者同意の有無を把握しました。また、検討予定リストを元に、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するよう努めました。			・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、入所調整が円滑に行えるように委員会の開催回数を4回から5回に増やします。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者への支援の充実に努めます。			継続	B
【幼児課】													
保育所・認定こども園運営支援事業	保育所（園）、認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。	・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置の通知については、配置及び処遇についての個票を作成するよう改め、各園所に通知しました。	・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。 ・発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が事務局会議を行い、支援の方向性の検討や入所入園の状況を確認し、連携を強化します。 ・保護者への支援の充実に努めます。			・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について園所に検討予定リストの提出を依頼し、園所の意向や発達相談、保護者同意の有無を把握しました。また、検討予定リストを元に、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するよう努めました。			・保育所、認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、入所調整が円滑に行えるように委員会の開催回数を4回から5回に増やします。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者への支援の充実に努めます。			継続	B
【幼児課】													
幼稚園・認定こども園教育指導研修事業	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。	・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルテーションを実施しました。 ・特別支援教育研修会を実施しました。（実施回数）1回	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、障害児保育を行う上での悩みを共有しながら、分科会において、具体的な支援の方法について研修を行います。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会を行います。			・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルテーションを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回			・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等への理解を深め、具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。（実施回数）各1回			継続	B
【幼児課】													
保育所・認定こども園指導研修事業	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。	・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルテーションを実施しました。 ・特別支援教育研修会を実施しました。（実施回数）1回	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、障害児保育を行う上での悩みを共有しながら、分科会において、具体的な支援の方法について研修を行います。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会を行います。			・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルテーションを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回			・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等への理解を深め、具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。（実施回数）各1回			継続	B
【幼児課】													
子育て支援センター運営事業	就学前の子どもと保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしているよう支援します。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童の早期発見に繋がりました。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童の早期発見に繋がります。			専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童の早期発見に繋がりました。			専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童の早期発見に繋がります。			継続	B
【子育て相談センター】													
障害児通所給付事業【児童発達支援、保育所等訪問支援分】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	在宅児や保育所等に在籍する支援が必要な子どもに対して、個別や集団活動を通して発達支援を行うため、児童発達支援の利用につなげました。保育所等において子どもの介助方法や遊び、活動内容について専門的な助言を行い、集団生活を支援するため、保育所等訪問支援の利用者数を増やしました。 ・児童発達支援 165人 ・保育所等訪問支援 33人	発達に支援が必要な子どもに対して、早期に児童発達支援の利用につなげることができるように関係機関との連携を進めます。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して、保育所等訪問支援をスムーズに利用できるように取り組みます。			子育て相談センターや障害児相談支援事業所にサービス提供事業の周知を進め、発達に支援が必要な子どもが早期に児童発達支援を利用できるように努めました。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して保育所等訪問支援の利用につなげるため関係機関との連携を進めます。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して、保育所等訪問支援をスムーズに利用できるように取り組みます。 ・児童発達支援 201人 ・保育所等訪問支援 41人			発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、早期に児童発達支援の利用につなげることができるように関係機関との連携を進めます。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して、保育所等訪問支援をスムーズに利用できるように取り組みます。			継続	B
【発達支援センター】													

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策14	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
学校教育の充実	特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。	特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率（特別支援教育体制整備状況調査）（%）	89.7	90	91	91.7	84	73	82	88		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。今年度より調査を8月に行うため引継ぎ数調査中です。 ・園所→小 調査中（夏期に調査実施） ・小→中 調査中（夏期に調査実施） ・中→高 118件 ・地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けました。新型コロナウイルス感染防止のため、直接子ども同士が交流することはできませんでしたが、メッセージをDVDにして届けたり、手紙を交換したり、可能な範囲で交流活動を行いました。 			<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成するにあたり、研修を行います。また、就学先・進学先へ引継ぎを行い、切れ目ない支援をめざします。 ・地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けます。副籍制度利用したものを中心として、副籍実施計画の元、地域の学校と草津養護学校で協力して学習の展開を検討します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成するにあたり、研修を行います。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。 ・園所→小 162件 ・小→中 137件 ・中→高 134件 ・副籍制度利用して地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成するにあたり、研修を行います。また、就学先・進学先へ引継ぎを行い、切れ目ない支援をめざします。 ・地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けます。副籍制度利用したものを中心として、副籍実施計画の元、地域の学校と草津養護学校で協力して学習の展開を検討します。 		継続	B
草津市教育支援委員会運営事業	本人・家族への教育相談・就学相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月～8月に8日間、就学相談日を設定し、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定しました。 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、個々の必要に応じて、就学前に学校で行える具体的支援や情報提供を行いました。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えました。（相談件数）118件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。第2回保護者説明会は、年度末に新型コロナウイルス感染防止のため、資料配布のみに変更になりました。（就学説明会希望者）83名 			<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う特別支援教育や特別支援学級について、就学前保護者説明会を実施します。その後、学校見学を行い就学に対する不安を減らします。 ・専門的知識を持った教育支援委員会による就学相談会を実施し、個々のニーズにこたえ、よりよい就学先を提案します。 ・入学してからの生活の見通しを持てるように、園所校と連携し、学校体験を実施します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、個々の必要に応じて、就学前に学校で行える具体的支援や情報提供を行いました。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えました。（相談件数）115件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。第2回保護者説明会は、年度末に新型コロナウイルス感染防止のため、資料配布のみに変更になりました。（就学説明会希望者）111名 		<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う特別支援教育や特別支援学級について、就学前保護者説明会を実施します。その後、学校見学を行い就学に対する不安を減らします。 ・専門的知識を持った教育支援委員会による就学相談会を実施し、個々のニーズにこたえ、よりよい就学先を提案します。 ・入学してからの生活の見通しを持てるように、園所校と連携し、学校見学を実施します。 		継続	B
教職員研修事業	多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネーターおよび、校内の特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉的サービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、人数を制限して行いました。（特別支援教育に係る研修会）5回開催 			<ul style="list-style-type: none"> ・下記について学ぶ研修会を、4回開催し、教職員の資質向上を図ります。 ①適切な就学と進路選択に向けて ②個別の支援計画の作成と活用 ③個に寄り添った教育課程について ④その他、教職員のニーズに応じた内容 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネーターおよび、校内の特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉的サービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・特別支援教育に係る研修会 5回開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・下記について学ぶ研修会を、5回開催し、教職員の資質向上を図ります。 ①適切な就学と進路選択に向けて ②個別の支援計画の作成と活用 ③個に寄り添った教育課程について ④その他、教職員のニーズに応じた内容 		継続	B
児童生徒支援課												

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける											
施策15	達成目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)
放課後児童対策の充実	障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。	放課後等デイサービスの利用者数(人)	233	365	497	268	297	365	408	440	
主な事業	内容	令和3年度実績	令和4年度取組予定		令和4年度実績	令和5年度取組予定		方向性	評価		
障害児通所給付事業〔放課後等デイサービス分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス(放課後等デイサービス)に係る障害児通所給付費を支給します。	市民を対象に放課後等デイサービス事業所説明会を開催し、サービスの周知に努めました。また、質の高いサービスを提供できるように事業所同士が運営や支援について意見交換する交流会や研修会を検討する会議を開催しました。 ・利用者数 408人	市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように困難ケースについては学校や相談支援事業所との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修検討会等の会議を定期的に開催します。	市民を対象に放課後等デイサービス事業所説明会を開催し、サービスの周知に努めました。また、質の高いサービスを提供できるように事業所同士が運営や支援について意見交換する交流会や研修会を検討する会議を開催しました。 ・利用者数 440人	市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように困難ケースについては学校や相談支援事業所との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催します。	継続	B				
日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕 【障害福祉課】	長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアが必要な子どもへの対応も行います。	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、障害児の日中における活動の場を確保し、障害児の家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行いました。 利用者延べ利用回数：12,548件	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、引き続き、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、障害児の日中における活動の場を確保し、障害児の家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行いました。 利用者延べ利用回数：22,761件	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、引き続き、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。また、事業の運営に際し、利用者および事業所からの意見を積極的に取り入れます。	継続	B				
児童育成クラブ運営事業 【子ども・若者政策課】	児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会や交流会を実施し、支援員等の専門性の向上を図りました。 ・入所障害児数 65人(令和3年4月1日現在) ・支援員等研修会開催回数 1回(※新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が予定を下回った)	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会や交流会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児数 64人(令和4年4月1日現在) ・支援員等研修会開催回数 4回(予定)	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の職員研修会やキャリアアップ処遇改善事業研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図りました。 ・入所障害児数 64人(令和4年4月1日現在) ・支援員等研修会開催回数 3回 ・キャリアアップ処遇改善事業研修会 5回	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児数 71人(令和5年4月1日現在) ・支援員等研修会開催回数 4回(予定)	継続	B				

【目標4】 ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策16	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
文化・スポーツ活動等の促進	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数(人)	2,402	2,780	3,217	1,883	1,623	1,068	1,382	1,682		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分] 【障害福祉課】	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで障害者家庭生活や地域生活に有用な訓練・趣味・文化活動・IT利用等に関する講座を企画・運営しました。(絵手紙、陶芸、生花、パソコン等) 全14講座(13講座を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために3講座は中止となりました) ・実施回数:132回 ・受講者延べ人数:1,382人			障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで障害者家庭生活や地域生活に有用な訓練・趣味・文化活動・IT利用等に関する講座を企画・運営しました。(絵手紙、陶芸、生花、パソコン等) 全12講座 ・実施回数:168回 ・受講者延べ人数:1,682人			障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。		継続	B
障害者福祉推進事務[全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分] 【障害福祉課】	全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを振興します。	新型コロナウイルス感染症により全国大会等が中止となったため、実施しませんでした。			国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付します。	国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付しました。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者3名にお祝い金を交付しました。 ・国際大会 1件 20,000円 ・全国大会 11件 55,000円 ・優勝者 3件 90,000円			国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付します。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者にお祝い金を交付します。		継続	B
社会参加促進事業 【障害福祉課】	・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・「いきいきふれあい大運動会」の開催や障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。	・障害者活動支援センター運営費補助金を交付し、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上、地域交流の促進ができました。 ・「いきいきふれあい大運動会」については新型コロナウイルス感染症により実施しませんでした。 ・「いきいきふれあい大運動会」の開催に向けた関係団体等と連絡・調整し、支援を行いました。			・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・「いきいきふれあい大運動会」の開催にあたり障害者団体等とともに開催支援を行います。	・「いきいきふれあい大運動会」については新型コロナウイルス感染症により実施しませんでした。 ・「いきいきふれあい大運動会」の開催に向けた関係団体等と連絡・調整し、支援を行いました。			・「いきいきふれあい大運動会」の開催にあたり障害者団体等とともに開催支援を行います。		継続	C
図書館運営事業 【図書館】	利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を図ります。	・録音図書、点字図書の貸し出しをしました。(録音図書) 1937冊 (点字図書) 122冊 ・視覚障害者や体の不自由な人など来館困難者への宅配を実施しました。(視覚障害者ほか) 24回 (施設・団体) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし。 ・録音図書、点字図書、拡大写本を制作しました。(録音図書) 10タイトル (点字図書) 2タイトル (拡大写本) 5タイトル ・「声の広報(図書館便り)」を制作しました。(制作回数) 12回 ・老人ホーム・デイケアセンター等に団体貸し出しをしました。(利用団体) 4団体 (貸出回数) 27回 (貸出冊数) 162冊 ・移動図書館による福祉施設への巡回貸し出しをしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の為運行休止期間あり。 【巡回回数/利用者数/貸出冊数】 茨川福祉センター 11回/57人/422冊			引き続き、利用者の多様なニーズに対応できるような、情報収集および利用者の掘り起しを行います。資料の収集・整備を図り、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を行います。	・録音図書、点字図書の貸し出しをしました。(録音図書) 2020冊 (点字図書) 96冊 ・視覚障害者や体の不自由な人など来館困難者への宅配を実施しました。(視覚障害者ほか) 25回 (施設・団体) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし。 ・録音図書、点字図書、拡大写本を制作しました。(録音図書) 10タイトル (点字図書) 2タイトル (拡大写本) 5タイトル ・「声の広報(図書館便り)」を制作しました。(制作回数) 12回 ・老人ホーム・デイケアセンター等に団体貸し出しをしました。(利用団体) 3団体 (貸出回数) 23回 (貸出冊数) 208冊 ・移動図書館による福祉施設への巡回貸し出しを月に1回行いました。 【巡回回数/利用者数/貸出冊数】 茨川福祉センター 12回/49人/384冊			引き続き、利用者の多様なニーズに対応できるような、情報収集および利用者の掘り起しを行います。資料の収集・整備を図り、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を行います。		継続	B
市民体育大会開催費補助事業 県民体育大会等出場支援補助事業 【スポーツ推進課】	市民体育大会の開催を支援するとともに、県民体育大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。	障害者のある人もない人も誰もがスポーツ、レクリエーション活動に参加できるよう、市民体育大会の開催を支援するとともに、県が実施するスポーツ大会の参加支援等を行いました。なお、大会の開催状況としては、緊急事態宣言等、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず中止された事業があったものの、感染対策を講じながら実施されました。			障害者のある人もない人も誰もがスポーツ、レクリエーション活動に参加できるよう、市民体育大会の開催を支援するとともに、県が実施する市民体育大会の参加支援等を行いました。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく開催中止となった大会等がありましたものの、感染対策を講じ、安全を確保した上で実施された競技も多くありました。	障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民体育大会への参加支援等を行いました。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく開催中止となった大会等がありましたものの、感染対策を講じ、安全を確保した上で実施された競技も多くありました。			障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民体育大会(市民体育大会)の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会(県民体育大会)への参加に向けた支援等を行ってまいります。		継続	B

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる												
施策18	達成目標	成果指標			成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
情報受発信の充実	多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。	障害福祉に関する情報の「広報くさつ(年22回発行)」への掲載回数(回)	13	14	15	13	14	14	12	16		
主な事業	内容	令和3年度実績			令和4年度取組予定		令和4年度実績		令和5年度取組予定		方向性	評価
点字新聞購読費助成事業 【障害福祉課】	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成しました。 人数：1人 金額：14,000円				点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成しました。 人数：1人 金額：14,000円			点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。		継続	B
人にやさしい広報作成事業 【広報課】	障害のある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ウェブサイトの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。	視覚障害のある人に市政情報を提供できるよう、声の広報や点字版広報を作成・配布しました。また、文字サイズ変更や音声読み上げ機能など、障害特性に応じた伝達手段を用いた、市ホームページづくりをしました。 【声の広報(月1回発行)】 ・発行枚数 月7枚 希望者(4枚)に配布するほか、図書館(3枚)にも設置 【点字版広報(月1回発行)】 ・発行部数 月4部 希望者(3部)に配布するほか、障害者福祉センター(1部)にも設置				視覚障害のある人に市の補助金や事業などの市政情報を提供できるよう、声の広報や点字版広報を作成・配布します。 ・市ホームページの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。 【声の広報(月1回発行)】 ・発行枚数 月7枚 希望者(4枚)に配布するほか、図書館(2枚)、障害者福祉センター(1枚)にも設置 【点字版広報(月1回発行)】 ・発行部数 月4部 希望者(3部)に配布するほか、障害者福祉センター(1部)にも設置			・視覚障害のある人に市の補助金や事業などの市政情報を提供できるよう、利用者や関係者の意見を取り入れながら、声の広報や点字版広報を作成・配布します。 ・市ホームページの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段について、引き続き充実を図ります。		継続	B

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる											
施策1.9	達成目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)
地域福祉活動の促進	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数(件)	677	761	854	702	715	696	727	684	
社会福祉事業	<p>・すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。</p> <p>・地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。</p> <p>・障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供事業者等の地域貢献活動を推進します。</p>	<p>社会福祉関係団体を支援するとともに、地域福祉の活動の担い手となる福祉活動推進員の育成に向けた「草津市福祉教養大学」の実施、ボランティア活動促進に向けたボランティア団体への助成やボランティアフェスティバルの開催等、市社会福祉協議会と連携した取組を行いました。</p> <p>・社協事業補助金 1,979千円</p> <p>・地域支え合い運送支援事業実施学区 5学区</p> <p>・福祉教養大学受講者 延べ221名</p> <p>・ボランティア団体への助成 105団体</p> <p>・ボランティアフェスティバル参加者 65名</p>	<p>地域福祉の中心的な担い手である市社会福祉協議会と連携を図りながら地域で活動する福祉活動推進員やボランティアの育成に努めるとともに、地域で互いに支え合う仕組みやネットワークが醸成されるよう、引き続き、多様な主体と連携し取り組みます。</p>	<p>社会福祉関係団体を支援するとともに、福祉活動推進員の育成に向けた「草津市福祉教養大学」の実施、ボランティア活動促進に向けた団体への助成やマルシェの開催、コロナ禍でご尽力いただいている医療・福祉施設・団体へ「まごころ便」として寄付物品を応援配分する等、市社会福祉協議会と連携した取組を行いました。</p> <p>・社会福祉関係団体補助金 1,017千円</p> <p>・社協事業補助金 1,654千円</p> <p>・地域支え合い運送支援事業実施学区 5学区</p> <p>・福祉教養大学受講者 延べ157名</p> <p>・福祉教養大学大学院受講者 延べ53名</p> <p>・ボランティア団体への助成 101団体</p> <p>・ボランティアマルシェ参加者 約500名</p>	<p>住み慣れた地域において、誰もが安心して心豊かに生活できるよう相互に助け合って暮らす「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の中心的な担い手である市社会福祉協議会と連携を図りながら引き続き各種取組を進めます。</p>	継続	B				
【健康福祉政策課】											
障害福祉推進事務〔災害時要援護者登録制度分〕 防災対策事業	<p>災害時要援護者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。</p> <p>(障害福祉課) (危機管理課) 【健康福祉政策課】</p>	<p>災害時要援護者登録制度への登録を推奨するためにパンフレット等を用いて周知を行いました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し有事に備えるための防災対策に取り組みました。</p>	<p>災害時要援護者登録制度への登録を引き続き推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。</p>	<p>災害時要援護者登録制度への登録を推奨するためにパンフレット等を用いて周知を行いました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し有事に備えるための防災対策に取り組みました。</p>	<p>災害時要援護者登録制度への登録を引き続き推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。</p>	継続	B				
防災対策事業 自主防災組織育成事業	<p>自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。</p> <p>(危機管理課)</p>	<p>自助・共助が重要視されてきており、災害時に自主防災組織が大きな役割を果たすことが考えられるため、自主防災組織の訓練や災害時要援護者の避難支援に必要な備品を含めた備品購入にかかる費用を一部負担しました。</p> <p>・運営事業補助 19,000円(136組織)</p> <p>・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助(69組織3,295,000円)</p> <p>・ホース購入補助 事業費の1/2補助(21組織2,826,000円)</p> <p>※補助額に上限あり</p>	<p>自助・共助が重要視されてきており、災害時に自主防災組織が大きな役割を果たすことが考えられるため、自主防災組織の訓練や災害時要援護者の避難支援に必要な備品を含めた備品購入にかかる費用を一部負担します。</p> <p>・運営事業補助 19,000円(組織あたり)</p> <p>・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助</p> <p>・ホース購入補助 事業費の1/2補助</p> <p>※補助額に上限あり</p>	<p>自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行った結果、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。</p> <p>・運営事業補助 19千円(144組織)</p> <p>・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助(76組織2,263千円)</p> <p>・ホース購入補助 事業費の1/2補助(30組織3,629千円)</p> <p>※補助額に上限あり</p>	<p>自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。</p> <p>・運営事業補助 19千円(組織あたり)</p> <p>・防災備品等購入事業補助 事業費の1/3補助 ※補助額に上限あり</p>	継続	B				
孤立化防止対策事業	<p>孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。</p> <p>(障害福祉課)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問活動やサロン活動が延期や中止となったが、孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動およびサロン活動の促進を図りました。</p> <p>・訪問活動(電話相談を含む)：16件</p> <p>・サロン活動：3回/参加者120名</p>	<p>孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予防措置を取りながらサロン活動と訪問活動を行いました。当事者向けのサロンと支援者や家族向けのサロンを開催し、孤立化が懸念される世帯の支援について検討し、地域で見守りができる体制づくりを進めていくことができました。</p> <p>・訪問活動(電話相談を含む)：21件</p> <p>・サロン活動：5回/参加者155名</p>	<p>孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。また、孤立化が懸念される世帯の掘り起こし方法を地域と共に検討していきます。</p>	継続	B				
障害者相談員活動事業	<p>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。</p> <p>(障害福祉課)</p>	<p>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、相談員を22人設置し、地域での困りごとや相談に対応いただきました。</p> <p>【内訳】</p> <p>身体障害者相談員 15人</p> <p>知的障害者相談員 5人</p> <p>精神障害者相談員 2人</p>	<p>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。</p>	<p>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、相談員を21人設置し、地域での困りごとや相談に対応いただきました。</p> <p>【内訳】</p> <p>身体障害者相談員 14人</p> <p>知的障害者相談員 5人</p> <p>精神障害者相談員 2人</p>	<p>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。</p>	継続	B				

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる											
施策1.9	達成目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)
地域福祉活動の促進	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数(件)	677	761	854	702	715	696	727	684	
主な事業	内容	令和3年度実績	令和4年度取組予定		令和4年度実績	令和5年度取組予定		方向性	評価		
生活支援事業 【障害福祉課】	福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。	福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進しました。 【貸出実績】 車椅子 139件	福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。		福祉リサイクル事業を社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進しました。 【貸出実績】 車椅子 154件	福祉機器リサイクル事業を試写会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。		継続	B		
障害者福祉センター管理運営事業【交流事業分】 【障害福祉課】	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害者福祉センターにおいて障害のある人と地域のふれあい・交流を促進しました。ふれあい交流サロンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。 【参加者・利用者数】 教養文化講座・IT講座 1,382人 貸館事業 9,762人	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。		障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害者福祉センターにおいて障害のある人と地域のふれあい・交流を促進しました。ふれあい交流サロンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。 【参加者・利用者数】 教養文化講座・IT講座 1,682人 貸館事業 11,189人	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。		継続	B		
コミュニティハウス整備事業 【まちづくり協働課】	地域の支え合いの拠点となる町内会の集会所のバリアフリー化を支援します。	町内会活動の拠点となる集会所のバリアフリー化に係る修繕を実施しました。 (修繕実績) ・件数 2件 ・金額 636,000円	町内会活動の拠点となる集会所のバリアフリー化にかかる修繕に向けた相談対応を実施することで、良好な地域社会の形成を図ります。		町内会集会所のバリアフリー化に係る改修の実施はなかったものの、次年度以降の実施を計画している町内会への相談対応を行いました。	町内会活動の拠点となる集会所のバリアフリー化にかかる修繕に向けた相談対応を実施することで、良好な地域社会の形成を図ります。		継続	B		

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる											
施策20	達成目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)
バリアフリー化の推進と移動の確保	行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。	バリアのないまちづくりの満足度（市民意識調査）（%）	20	26	32	16.7	18	16.8	32.4	31.3	
主な事業	内容	令和3年度実績	令和4年度取組予定		令和4年度実績	令和5年度取組予定		方向性	評価		
バリアフリー基本構想推進事業 【交通政策課】	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について、関係機関や関係課に令和3年度までの進捗状況や令和4年度の実施予定を確認し、計画の進捗管理を行いました。駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進しました。	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。		「草津市バリアフリー基本構想」に基づく各種整備事業について、関係機関や関係課に令和4年度までの進捗状況や令和5年度の実施予定の確認を行うと共に、事業計画の進捗管理を行いました。また、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を推進しました。	引き続き「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業についての進捗管理を行うとともに、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、バリアフリー化を計画的に推進します。		継続	B		
福祉有償運送運営事業 【交通政策課】	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用しましたが、既登録団体からの継続更新申請等がなかったことから、協議会は開催しておりません。	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体からの継続更新申請等に基づき協議会を開催します。 更新登録予定団体 2団体		「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体からの継続更新申請に基づき協議会を開催し、申請内容の審査を行いました。 更新登録団体 2団体	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体等からの継続更新申請や、新たな団体からの新規登録申請に基づき協議会を開催します。 更新登録予定団体 1団体		継続	B		
社会参加促進事業【自動車改造分【本人運転】】 自動車改造支援事業 【障害福祉課】	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。	重度身体障害者が就労等のために自動車を所有する場合に、その自動車の改造に要する経費に対して自動車改造費補助を行いました。 また、重度身体障害のある人の外出支援のための自動車改造についても補助を行いました。 ・本人運転補助件数 2件 ・らくらくケアカー（介助者運転）補助件数 2件	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。		重度身体障害者が就労等のために自動車を所有する場合に、その自動車の改造に要する経費に対して自動車改造費の補助を行いました。 また、重度身体障害のある人の外出支援のための自動車改造についても補助を行いました。 ・本人運転補助件数 1件 ・らくらくケアカー（介助者運転）補助件数 4件	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。		継続	B		